

# 鹿児島県事業継続支援金申請要領 (中小法人等向け)

## 1 支援金の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け、事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、中小企業、その他法人等（以下「中小法人等」という。）及び個人事業者に対して、事業全般に広く使える支援金を給付します。

## 2 対象期間及び対象月

令和2年1月1日から5月31日までを対象期間とします。

対象期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が80%以上減少した月のうち、任意に選択したひと月を対象月とします。

また、令和2年4月15日から5月14日まで（鹿児島県が休業等要請を行った期間を核とする30日間）の事業収入が前年同期間比で80%以上減少している場合は、当該期間と前年同期間の日次事業収入がわかるものを提出できる中小法人等のみ、当該期間も対象月として選択することができます。

## 3 給付対象者

次の(1)から(4)までの全ての要件を満たすこととします。

一度給付を受けた中小法人等は、再度給付を申請することはできません。

(1) 申請日時点において、鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有し、次の要件を満たす者であること。

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

※ 本店とは、会社の登記簿に記載されたものをいいます。

※ 主たる事務所とは、法人（会社を除く）の登記簿に記載されたものをいいます。

(2) 国の持続化給付金の給付通知を受けていること。

※ 国の持続化給付金を申請中の方は、持続化給付金ホームページ内の申請マイページの「持続化給付金 申請フォーム」（1ページ目：申請番号が記載されているページ）を添付して申請することができますが、給付通知書が届いたら速やかにその写しを提出してください。

なお、令和2年9月30日までに給付通知書の写しの提出がない場合、本支援金は給付できません。

(3) 対象期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が80%以上減少した月があること。

※ 2020年4月15日から5月14日までを対象月とする場合、日次の事業収入がわかるものを用いて、対象月の事業収入と対象月の属する事業年度の直前の事業年度の同期間の事業収入を比較することとします。

(4) 2019年12月31日以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。

#### 4 不給付要件

次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

(1) 国，法人税法別表第一に規定する公共法人

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

(3) 政治団体

(4) 宗教上の組織若しくは団体

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(6) 申請者の代表者，役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が，鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当する又は前述の暴力団等が，申請者の経営に事実上参画する者

(7) (1)から(6)までに掲げる者のほか，支援金の趣旨・目的に照らして適当でないことと知事が判断する者

## 5 給付額

※ 詳細は、9ページから12ページまでの 算定方法について をご確認ください。

給付額は、上限額を超えない範囲で、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額及び国の持続化給付金の給付額を差し引いたものとします。

<算定方法>

$$S = A - B \times 12 - C$$

S：給付額

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入（前年同月比で事業収入が80%以上減少した月）

C：持続化給付金の給付額

<上限額>

対象月の事業収入が前年同月と比べて

90%以上減少した事業者は、上限額20万円

80%以上90%未満減少した事業者は、上限額10万円

※ 給付額については、審査の結果、申請額と異なる場合があります。

## 6 留意事項

- (1) 支援金の給付後、要件に該当しない事実や不正等が判明した場合、県は、支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- (2) 県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じる必要があります。
- (3) 申請内容に不正があった場合など、必要がある際には、支援金の給付を受けた事業者名などの情報を公表することに同意していただく必要があります。
- (4) この支援金は、今後、確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。

## 7 申請書類

**※13ページから18ページまでの 申請書類について を  
必ず確認して、必要な書類を提出してください**

- (1) 申請書類送付状
- (2) 鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書  
(様式 1-1 (基本型), 1-2 (創業特例), 1-3 (季節性収入特例) のいずれか)
- (3) 申請内容を証明する書類等 (証拠書類等)
  - (ア) 確定申告書類の写し
    - ・ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え
    - ・ 法人事業概況説明書の控え (必ず両面とも写しを提出してください。)
  - (イ) 対象期間の売上台帳等の写し
  - (ロ) 国の持続化給付金給付通知書の写し
  - (ハ) 振込先口座の通帳の写し (法人名義又は法人の代表者名義)
  - (ニ) その他知事が必要と認める書類
- (4) 誓約書 (様式 2)

## 8 申請書類の入手方法

- ・ 鹿児島県庁のホームページ  
[鹿児島県 事業継続支援金](#) [検索](#)
- ・ 鹿児島県の各地域振興局・支庁
- ・ 各市町村
- ・ 県内商工会議所・商工会
- ・ (公財) かがしま産業支援センター

## 9 申請方法

簡易書留又はレターパック (感染防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。)

※ 封筒に支援金申請書と赤字で大きくご記入ください。

また、差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

<宛先>

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県事業継続支援金 申請窓口 宛

## 10 申請期間

令和2年5月25日（月）から同年6月30日（火）まで（※当日消印有効）

## 11 申請書類提出後の流れ

申請内容・証拠書類等を確認し、不明な点が発生した場合、申請書類に記載された連絡先へ連絡をさせていただきます。

申請内容に不備等が無ければ、交付確定通知書にて給付額を通知し、指定された振込先口座に振込を行います。

また、支援金を給付しない旨の決定をしたときは、書面により通知します。

### ～国の持続化給付金を申請中の方へ～

「持続化給付金 申請フォーム」（1ページ目：申請番号が記載されているページ）を印刷したものを提出した方は、国の持続化給付金の給付通知書が届き次第、その写しを速やかに提出してください。

#### 【国の持続化給付金の給付通知書の提出期限】

令和2年9月30日（水）（※当日消印有効）

※ 国の持続化給付金の給付通知書の写しが届き次第、審査を実施します。

※ 提出期限までに給付通知書の写しの提出がない場合、支援金は給付できません。

## 12 創業特例（2019年に設立した中小法人等への特例）

2019年1月から12月までに設立した中小法人等は、特例の算定方法の適用を選択することができます。

### <算定方法>

$$S = (A \div M \times 12) - B \times 12 - C$$

S：給付額

A：2019年の年間事業収入

（事業年度が複数にまたがる場合は、2019年中の全ての月間事業収入がわかるものを提出すること）

M：2019年の設立後月数

（設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の月間事業収入（前年同月比で事業収入が80%以上減少した月）

C：持続化給付金の給付額

### <証拠書類等>

「7 申請書類」の「(2) 鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書」については様式1-2で作成の上、申請書類の(1)から(4)までの書類に、次の書類を添えて提出してください。

（設立を確認できる書類）

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類の控え（事業年度が複数にまたがる場合は、2019年中の全ての月間事業収入がわかるものを提出すること）
- ② 履歴事項全部証明書  
（設立日が2019年1月1日から12月31日のものに限る）

### 13 季節性収入特例（月当たりの収入変動が大きい中小法人等への特例）

収入に季節性があるなど月当たりの変動が大きい場合、特例の算定方法の適用を選択することができます。

※ 法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

#### <給付額の算定式>

$$S = A - B - C$$

S：給付額

A：基準3か月の事業収入の合計

※ Bの前年同期間となる3か月

B：対象3か月の事業収入の合計

※ 対象期間の任意のひと月を含む連続した3か月

※ 対象3か月の終了月は2020年5月以前とする。

C：持続化給付金の給付額

<適用条件> ※ ①・②の両方を満たす必要があります。

① 対象3か月の事業収入の合計が、基準3か月の事業収入の合計と比べて80%以上減少していること。

② 基準3か月の事業収入の合計が、基準3か月の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。

#### <証拠書類等>

「7 申請書類」の「(2) 鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書」については様式1-3で作成の上、申請書類の(1)から(4)までの書類を提出してください。

なお、「(3) 申請内容」を証明する書類等の「(7) 確定申告書類の写し」は、基準3か月が複数年にまたがる場合は、当該事業年度分全てを提出してください。

## 14 NPO法人や公益法人等への特例

公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）である場合は、直前の事業年度の年間収入がわかる書類として、下記を確定申告書類の控えの代わりに提出することができます。

法人種別	年間収入の計算書類等
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

※ 上記以外の法人は、直前の事業年度の年間収入がわかる書類を提出してください。

### <証拠書類等>

「7 申請書類」の「(2) 鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書」については様式1-1で作成の上、申請書類の(1)から(4)までの書類に、次の書類を添えて提出してください。

① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかる書類

※ 月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとします。

② 履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等

## 15 問合せ先

鹿児島県事業継続支援金 専用ダイヤル

(電話) 099-286-2580

(受付時間) 平日9:00~18:00

※ 5月30日(土)及び31日(日)も対応します。



# 算定方法について

## <基本型>

### 算定方法

$$S = A - B \times 12 - C$$

S : 給付額

A : 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B : 対象月の月間事業収入（前年同月比で事業収入が80%以上減少した月）

C : 持続化給付金の給付額

2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	70	50	50	50	40	30	40	60	70	60	30	50
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	3											

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：600万円・・・(A)

直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：70万円

2020年4月の月間事業収入：3万円・・・(B)

持続化給付金：200万円・・・(C)

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が70万円、2020年4月の月間事業収入が3万円、前年同月比で95.7%減少しているため給付対象となり、給付額の上限額は20万円になります。

$$364\text{万円} = (A)600\text{万円} - (B)3\text{万円} \times 12 - (C)200\text{万円}$$

$$364\text{万円} > 20\text{万円 (上限額)}$$

(S)給付額20万円

## <創業特例>

### 算定方法

$$S = (A \div M \times 12) - B \times 12 - C$$

S : 給付額

A : 2019年の年間事業収入

(事業年度が複数にまたがる場合は、2019年中の全ての月間事業収入がわかるものを提出すること)

M : 2019年の設立後月数

(設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B : 対象月の月間事業収入 (前年同月比で事業収入が80%以上減少した月)

C : 持続化給付金の給付額

例) 2019年10月に開業、2020年5月を対象月とした場合

2019年の総事業収入 : 210万円・・・(A)

2019年の設立後月数 : 3か月・・・(M)

月平均の事業収入 : 70万円

2020年の対象月の事業収入 = 3万円・・・(B)

持続化給付金 : 200万円・・・(C)

2019年の事業収入合計 : 210万円

2019年10月に開業 2020年5月を対象月とした場合 月平均の事業収入 : 70万円

2019年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円							60	70	80	40	40	35

対象月の月間事業収入 3万円

2020年度

2019年の月平均の事業収入に比べて80%以上減少

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	40	3							

2019年の月平均事業収入が70万円、2020年4月の月間事業収入が3万円であり、前年同月比で95.7%減少しているため給付対象となり、給付額の上限額は20万円になります。

$$604 \text{万円} = (A) 210 \text{万円} \div (M) 3 \times 12 - (B) 3 \text{万円} \times 12 - (C) 200 \text{万円}$$

$$604 \text{万円} > 20 \text{万円 (上限額)}$$

(S) 給付額20万円

## <季節性収入特例>

### 算定方法

$$S = A - B - C$$

S : 給付額

A : 基準3か月の事業収入の合計

※ Bの前年同期間となる3か月

B : 対象3か月の事業収入の合計

※ 対象期間の任意の1か月を含む連続した3か月

C : 持続化給付金の給付額

#### 例1) 毎年5月頃に収入が大きい者の場合

2019年3月～5月の事業収入合計 : 600万円・・・(A)

2020年3月～5月の事業収入合計 : 90万円・・・(B)

持続化給付金 : 200万円・・・(C)

毎年5月頃に収入が大きい場合 決算月が12月で連続する3か月が事業年度をまたがないパターン

適用条件② 基準期間 年収50%を超える連続した3か月

2019年度 (年間事業収入 : 650万円, 基準期間事業収入 : 600万円)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	0	30	150	300	150	10	10	0	0	0	0	0

適用条件① 対象期間 同月の3か月間 事業収入が80%以上減少

2020年度 (対象期間事業収入 : 90万円)

月	1月	2月	3月	4月	5月
万円	0	20	30	20	40

2019年3月から5月までの事業収入合計が600万円, 2020年3月から5月までの事業収入合計が90万円であり, 前年同期間比で85.0%減少しているため給付対象となり, 給付額の上限額は10万円になります。

$$310万円 = (A) 600万円 - (B) 90万円 - (C) 200万円$$

$$310万円 > 10万円 (上限額)$$

(S) 給付額10万円

例2) 毎年3月頃に収入が大きい者の場合

2019年2月～4月の事業収入合計：290万円・・・(A)

2020年2月～4月の事業収入合計：50万円・・・(B)

持続化給付金：200万円・・・(C)

毎年3月頃に収入が大きい場合 決算月が3月で連続する3か月が事業年度をまたぐパターン

※この場合は、2018年度・2019年度の確定申告書の控えの2つを提出してください。

適用条件② 基準期間 年収50%を超える連続した3か月

この場合は、2019年2月～2019年4月(290万円)の月間収入の合計が、

2019年度の年間事業収入(280万円)に占める割合に基づいて判断。

2018年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	60	10	10	10	10	20	20	20	30	30	110	120

2019年度(年間事業収入：280万円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	60	20	20	10	10	20	20	20	30	30	30	10

適用条件① 対象期間 同月の3か月間50万円) 事業収入が80%以上減少

2020年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	10	10	10	10	10	20	20	20	30

2019年2月から4月までの事業収入合計が290万円、2020年2月から4月までの事業収入合計が50万円であり、前年同期間比で82.7%減少しているため給付対象となり、給付額の上限額は10万円になります。

40万円 = (A)290万円 - (B)50万円 - (C)200万円

40万円 > 10万円(上限額)

(S)給付額10万円

## 申請書類について

### (1) 申請書類送付状

※ 書類が添付されているか、記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、口にチェック✓を入れて、申請書の先頭にくるように並べてください。

### (2) 鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書 (様式1-1(基本型), 1-2(創業特例), 1-3(季節性収入特例)のいずれか)

- ※ 押印箇所に必ず押印してください。
- ※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください
- ※ 手書きをされる方は、必ずボールペンで記入してください。

### (3) 申請内容を証明する書類等(証拠書類等)

**※14ページ以降を必ず確認して、必要な書類を提出してください**

#### (ア) 確定申告書類の写し

- ・対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え
- ・法人事業概況説明書の控え(必ず両面とも写しを提出してください。)

#### (イ) 対象期間の売上台帳等の写し

※ 2020年4月15日から5月14日までを対象月とする場合は、当該期間と前年同期間の日次事業収入がわかるもの。

#### (ウ) 国の持続化給付金給付通知書の写し

※ 申請中の方は、「持続化給付金 申請フォーム」を印刷したもの。

#### (エ) 振込先口座の通帳の写し(法人名義又は法人の代表者名義)

#### (オ) その他知事が必要と認める書類

### (4) 誓約書(様式2)

- ※ 押印箇所に必ず押印してください。
- ※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください。
- ※ 必ずボールペンで記入してください。

## (7) 確定申告書類の写し

確定申告書別表一の控えには收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

### 【確定申告書類 3枚】

- ・ 確定申告書別表一の控え（1枚）
- ・ 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））

→対象月の属する事業年度の直前の事業年度の分を提出してください。

※ 少なくとも、確定申告書別表一の控えには收受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

### ■確定申告書別表一（1枚）



〈e-Taxにより申告を行っている場合〉

受信通知（1枚）に、「確定申告書別表一の控え（1枚）」及び「法人事業概況説明書の控え（2枚（両面）」を添えて提出してください。

【確定申告書類 e-Tax 4枚】

## ■受信通知

※ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要とします。

※ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中  
受付システム

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。  
なお、税目、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合があります。

申告等内容

届出先	***税務署	
利用者識別番号	*****	
氏名又は名称	***	
受付番号	*****	
受付日時	***/***/** 時**分**秒	
年分	****	
種目	*****	
所得金額	税,***,***円	
前々年度の税額	納める税金	—
	戻付される税金	二,***,***円
「所得金額」欄について		*****

送信されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードできます。  
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

送付書

送付書類を掲載する場合は、送付書の内容を確認・修正の上、送付書とともに送付ください。

## (イ) 対象期間の売上台帳等の写し

対象期間内の全ての月の事業収入額がわかる売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認めます。



**(7) 国の持続化給付金給付通知書の写し**

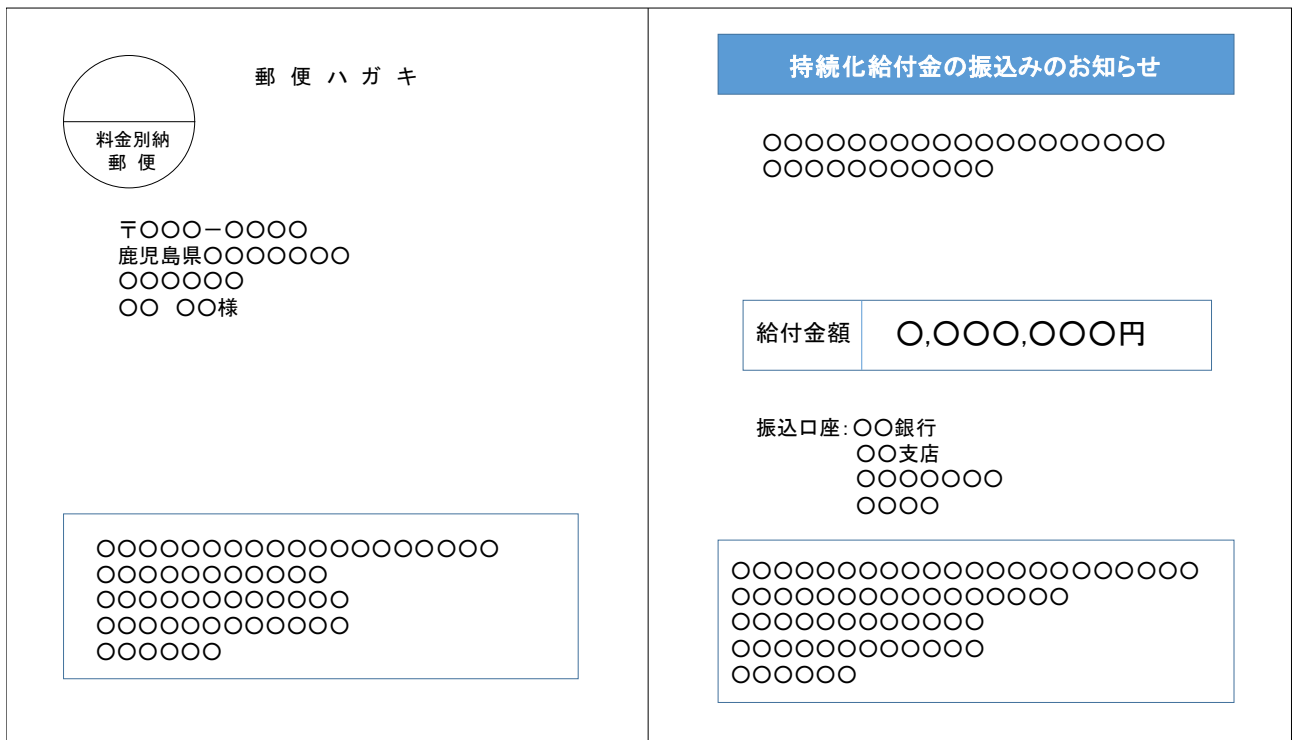
給付通知書が届いている方は、その写しを提出してください。

持続化給付金の申請をした方で、給付通知書がまだ届いていない方は、持続化給付金ホームページ内の申請マイページの「持続化給付金 申請フォーム」(1ページ目：申請番号が記載されているページ)を印刷したものを添えて、申請することができます。

ただし、支援金の給付を受けるには、持続化給付金の給付通知書の写しを提出していただく必要がありますので、後日、給付通知書が届きましたら速やかに提出してください。なお、令和2年9月30日(水)(当日消印有効)までに給付通知書の写しの提出がない場合、本支援金は給付できません。

**■給付通知書の写し(1枚)**

(イメージ図)



### **(イ) 振込先口座の通帳の写し**

法人名義（法人名義又は法人の代表者名義）の口座の通帳の写しとします。

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるよう通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を印刷して提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を印刷して提出してください。

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができませんので、ご注意ください。

(ウ) 国の持続化給付金給付通知書の写し、(イ) 振込先口座の通帳の写しは、鹿児島県事業継続支援金添付書類台紙に貼付して、提出してください。